

年金積立金管理運用独立行政法人法

(平成一六年六月一日法律第一 五号)

一、提案理由(平成一六年四月二日・衆議院厚生労働委員会)

坂口国務大臣 ただいま議題となりました国民年金法等の一部を改正する法律案、年金積立金管理運用独立行政法人法案及び高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

……………(略)……………

次に、年金積立金管理運用独立行政法人法案について申し上げます。

厚生年金保険及び国民年金の積立金については、厚生労働大臣が、年金資金運用基金に対し、寄託することにより運用を行ってきたところでありますが、この法律案は、特殊法人等整理合理化計画を実施するため、専門性の徹底及び責任体制の明確化を一層図る観点から、年金資金運用基金を廃止し、新たに年金積立金の管理及び運用を行う専門機関として年金積立金管理運用独立行政法人を設立しようとするものであります。

以下、この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、年金積立金管理運用独立行政法人は、年金積立金の管理及び運用を行うとともに、その収益を国庫に納付することにより、年金事業の運営の安定に資することを目的としております。

第二に、年金積立金管理運用独立行政法人に、経済または金融の学識経験者から成る運用委員会を置き、年金積立金の管理及び運用の基本的な方針等を定める中期計画の作成等に当たっては、その議を経なければならないこととともに、運用委員会に、管理運用業務の実施状況を監視させることとしております。

第三に、年金積立金管理運用独立行政法人の役員及び職員に対し、その職分に応じた注意義務及び忠実義務、秘密保持義務等を課するとともに、これらに違反した者に対し、制裁を課することとしております。

また、年金資金運用基金において行われていた大規模年金保養基地業務及び被保険者向け融資業務につきましては、平成十七年度限りで廃止することとしております。

最後に、この法律の施行期日は、一部を除き、平成十八年四月一日としております。

……………(略)……………

以上が、国民年金法等の一部を改正する法律案、年金積立金管理運用独立行政法人法案及び高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由及びその内容の概要でございます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願いを申し上げます。ありがとうございました。

二、衆議院厚生労働委員長報告(平成一六年五月一日)

衛藤晟一君 ただいま議題となりました三法案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

..... (略)

次に、年金積立金管理運用独立行政法人法案について申し上げます。

本案は、年金積立金の運用について、専門性の徹底及び責任体制の明確化を一層図るため、年金資金運用基金を解散し、新たに年金積立金の管理及び運用を行う専門機関として年金積立金管理運用独立行政法人を設立しようとするものであります。

..... (略)

三法案は、去る四月一日の本会議において趣旨説明が行われ、同日本委員会に付託されました。

本委員会におきましては、翌二日に坂口厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取し、七日から質疑に入りました。九日からは古川元久君外五名提出の高齢期等において国民が安心して暮らすことのできる社会を実現するための公的年金制度の抜本的改革を推進する法律案についてもあわせて議題とし、二十二日には参考人から意見を聴取するなど審査を行い、二十八日に内閣提出の三法案について質疑を終了いたしました。次いで、順次採決を行った結果、三法案はいずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院厚生労働委員長報告（平成一六年六月五日）

国井正幸君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

..... (略)

次に、年金積立金管理運用独立行政法人法案は、年金資金運用基金が行ってきた厚生年金保険及び国民年金の積立金の管理並びに運用について、専門性の徹底及び責任体制の明確化を一層図るため、新たに年金積立金管理運用独立行政法人を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであります。

..... (略)

委員会におきましては、三法律案の審査を一括して行い、年金制度における負担と給付の調整の在り方、公的年金制度の一元化に向けた今後の方向性、国民年金の未納及び厚生年金の空洞化への対応策、被保険者に対する適切な情報提供の必要性、年金積立金の現状と今後の運用方針、高年齢者の再就職支援の重要性等について、小泉内閣総理大臣にも出席を求め質疑を行うとともに、横浜市に委員を派遣して地方公聴会を開催するなど、慎重に審査を行いました。その詳細は会議録によって御承知願います。

次いで、三法律案に対する質疑を終局し、討論を省略の上、直ちに採決に入ることの動議が提出され、採決の結果、本動議は多数をもって可決されました。

続いて、三法律案を順次採決の結果、三法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。